

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第13回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月9日（水）13時30分から16時35分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 3階共用会議室
3. 出席者  
（委 員）黒沢部会長、田中部会長代理、上久木田委員、横山委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、下地頭所主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、厚生年金事案6件について保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
      次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回は、平成20年4月16日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第12回）議事要旨

1. 日 時：平成20年4月10日（木）13時25分から16時00分

2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委 員）蔵元委員長、江口委員長代理、柿内委員、新西委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長ほか

4. 主な議題

- (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5. 会議経過

(1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件を決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年4月17日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第14回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月16日（水）13時30分から16時45分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 2階共用会議室
3. 出席者  
（委 員）黒沢部会長、田中部会長代理、上久木田委員、横山委員  
（総務省）中村事務室長、下地頭所主任調査員、前田主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、厚生年金事案5件について保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回は、平成20年4月23日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第13回）議事要旨

1. 日 時：平成20年4月17日（木）13時25分から15時15分

2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委 員）蔵元委員長、江口委員長代理、柿内委員、新西委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長ほか

4. 主な議題

- (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5. 会議経過

(1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年4月24日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第三部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月22日（火）13時30分から16時00分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者  
（委 員）山崎委員、橋口（和）委員、橋口（矩）委員  
（総務省）辻事務室次長、中村主任調査員、福元主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）年金記録確認第三者委員会令に基づき、柿内委員が第三部会長に指名されたことについて報告した。  
（2）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から関係資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
次回においても、引き続き、転送されてきた申立事案について審議することとされた。  
（3）次回の部会は5月9日（金）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第15回）議事要旨

1. 日 時 平成20年4月23日（水）13時30分から16時35分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 3階共用会議室
3. 出席者  
（委 員）黒沢部会長、田中部会長代理、上久木田委員、横山委員  
（総務省）辻事務室次長、下地頭所主任調査員、前田主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を決定するとともに、2件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回は、平成20年5月7日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第14回）議事要旨

1. 日 時：平成20年4月24日（木）13時20分から15時10分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者  
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件を決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成20年5月8日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕